

第6回野川地区住居表示検討委員会

日 時：平成29年5月24日（水） 午後6時00分から

場 所：野川会館

挨 拶 鈴木 戸籍住民サービス課長

手塚委員長

議 題

- (1) 検討委員会委員の増員について
 - (2) 第5回検討委員会（平成29年2月10日開催）の確認事項
【資料1】
 - (3) 新町界・新町名（案）について【資料2】
 - (4) お知らせの配布について【資料3-1, 3-2, 3-3】
 - (5) 住居表示の実施スケジュールについて【資料4】
 - (6) 住居表示実施順序について【資料5】
 - (7) 市民からの意見について
 - (8) その他
 - ・次回検討委員会の開催について
- 日時：平成29年9月上旬予定
- 会場：野川会館
- 議題：新町界・新町名案の承認について
実施時期について

〈事務局〉

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当 吉田、中村、平田、山岸

電話 200-2736

野川地区住居表示検討委員増員一覧

平成29年5月 現在

野川町内会

役職	新任者
委員	白井 哲夫
委員	井梅 均
委員	斉藤 一義
委員	和田 和哉

第6回野川地区住居表示検討委員会名簿

平成29年3月現在

	役職	氏名	所属
1	委員長	手塚 文雄	野川町内会
2	副委員長	山本 友彦	野川台自治会
3	副委員長	庄司 幹夫	県営野川南台団地自治会
4	副委員長	山川 美恵子	野川西団地自治会
5	副委員長	柴田 眞	野川東住宅自治会
6	副委員長	西銘 豊子	野川中耕地自治会
7	委員	亀ヶ谷 修	野川町内会
8	委員	松井 一夫	
9	委員	森 正一	
10	委員	白井 潔	
11	委員	白井 昭雄	
12	委員	手塚 和之	
13	委員	青木 保男	
14	委員	中里 達男	
15	委員	白井 裕一	
16	委員	小野瀬 朋子	
17	委員	大浪 よし子	
18	委員	白井 竹男	
19	委員	和田 直子	
20	委員	日高 敏雄	
21	委員	鈴木 邦男	
22	委員	辻本 勤	
23	委員	櫻井 旦久	県営野川南台団地自治会
24	委員	井上 凜子	
25	委員	川辺 峰夫	
26	委員	仲西 久子	
27	委員	川田 茂	野川西団地自治会
28	委員	三上 正勝	
29	委員	亀谷 芳子	
30	委員	阿部 日出子	野川東住宅自治会
31	委員	早川 敏行	
32	委員	八巻 吉子	
33	委員	戸叶 穂子	
34	委員	高橋 咲子	
35	委員	西澤 三典	野川中耕地自治会
36	委員	田中 正博	
37	委員	平山 順子	
38	委員	杉本 豪	

順不同・敬称略

第 5 回野川地区住居表示検討委員会摘録

日 時：平成 29 年 2 月 10 日（金） 18：00～

場 所：野川会館

出席者：野川地区住居表示検討委員

戸籍住民サービス課 鈴木課長、吉田係長、辻村、荒木、平田

【議題（1）】 第 4 回検討委員会（平成 28 年 11 月 15 日開催）の確認事項

- 事務局より配布資料に基づき確認事項について説明し、確認された。
- 確認された「第 4 回野川地区住居表示検討委員会摘録」をホームページに掲載することを事務局より説明し、了承された。

【議題（2）】 新町界・新町名（案）について

- 事務局より配布資料に基づき、新町界・新町名（案）について提案し、次のとおり各地区について協議した中で賛成が多かった案を確認した。また、新町名・新町界（案）については、一度町内会・自治会に持ち帰り、次回の検討委員会で決定することで了承された。

表 1：賛成が多かった地区界案

西野川地区	野川台地区	南野川地区	野川本町地区	東野川地区	北野川※
案 1	案 2・案 4・ たたき台以外の案	案 2	案 1	案 2	

※北野川は面積が小さいため、町を 2 つ以上に分けないこととしている。

【議題（3）】 市民からの意見について

- 事務局より、第 4 回検討委員会から第 5 回検討委員会までの期間で、住民から住居表示について意見が 10 件（内訳 電話：9 件、メール 1 件）あったことを次のとおり報告した。

<p>1. 町界・町名に関すること（5 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お知らせに掲載している町界・町名案は決定案なのか。 ・「野川」の名称を使用せず、新たな町名を付けた方が良いのではないか。 ・「野川本町」という町名に違和感があるため、「野川中央」や「野川東」といった名称を付けた方が良いのではないか。 ・町界・町名案について異議申し立てすることは可能か。（告示後の変更請求について） ・「北野川」は歴史ある影向寺が近くにあるため、「野川影向寺台」という町名とし、「西野川」は面積も広く、中央に位置することから今まで通り「野川」が良いのではないか。
<p>2. 住居表示の実施時期に関すること（4 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつから住居表示を実施するのか。
<p>3. 住居表示の実施に伴う住所変更手続に関すること（4 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記関係の手続はどうすればよいのか。 ・旧住所での郵便物は実施後いつまで届くのか。
<p>4. 住居表示制度に関すること（1 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居表示の実施によるメリット・デメリットは何か。

5. 検討委員会に関すること（1件）

- ・町内会・自治会だけではなくマンションの住民についても検討委員として選出すべきではないか。

6. その他（1件）

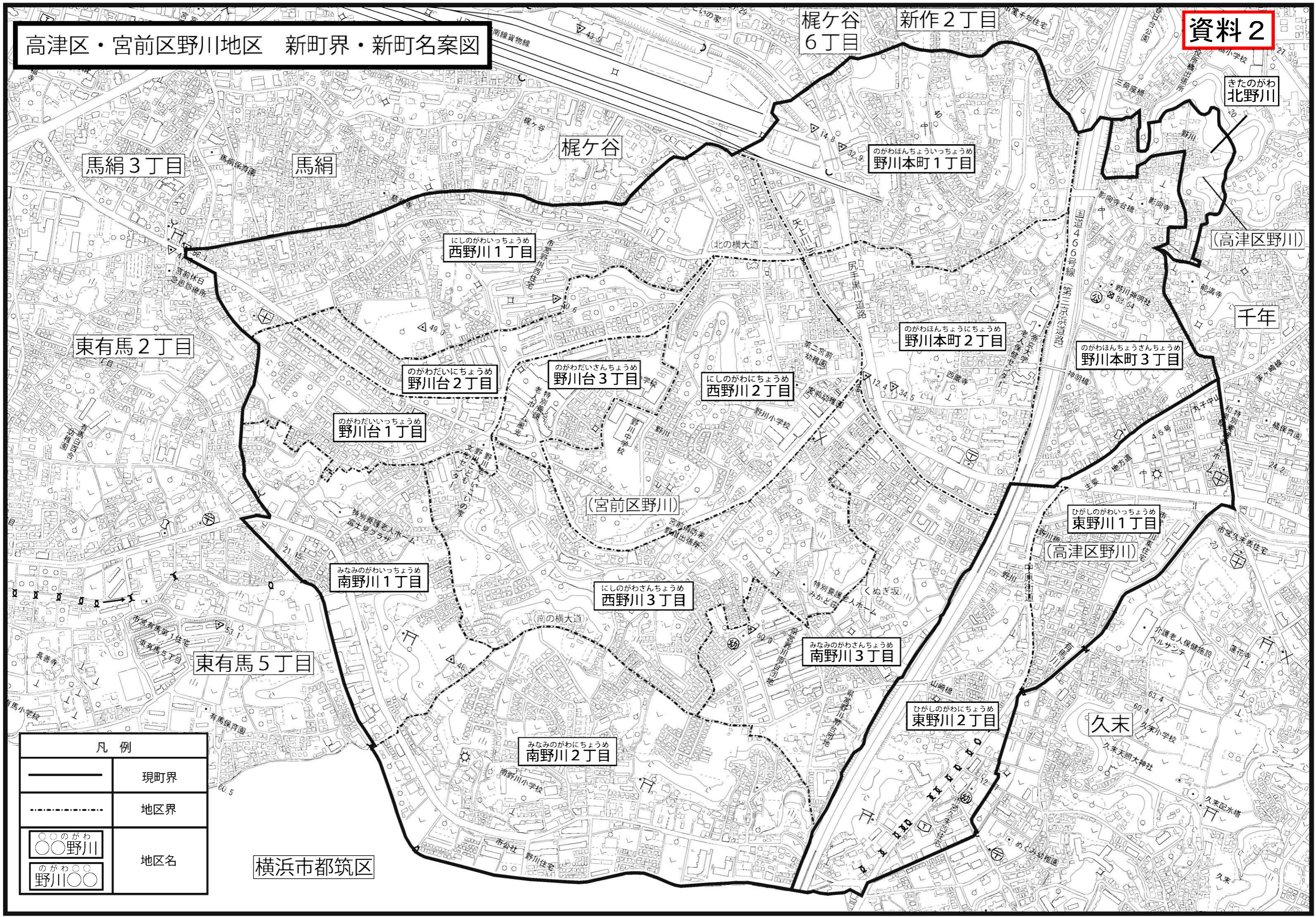
- ・住所で困っていない。

【議題（4）】 その他

○事務局より、平成28年12月から配布した住居表示のお知らせについて、一部地区で配布がされていなかったことを陳謝し、未配布の地区については早急に配布すること及び業者選定を見直すことを説明した。

○次回の検討委員会については、平成29年4月下旬頃に野川会館での開催を予定する。日時については、手塚委員長と調整し、決定次第、各委員に通知することです承された。

高津区・宮前区野川地区 新町界・新町名案図



凡例	
	現町界
	地区界
	地区名

横浜市都筑区

住居表示に伴う新町界・新町名（案）の お知らせの配布等について

1 新町界・新町名（案）の周知について

検討委員会において、承認された野川地区の地区界・地区名の案について、野川地区の住民や事業所の方々へ周知していただくため、全世帯・全事業所にお知らせの配布及び掲示板等への掲示を行います。

2 周知方法について

(1) 各戸への配布(A 3両面刷 資料3-2参照)

事務局がお知らせの配布業務を業者に委託し、平成29年6月中に野川地区の全世帯・全事業所へ配布を行う予定です。

(2) 地元掲示板等への掲示(A 4片面刷2枚1組・ラミネート加工 資料3-3参照)

各町内会・自治会により、事務局が作製したお知らせを地元の掲示板等へ掲示を行っていただきますようお願いいたします。

～前回のお知らせお届け部数一覧表～

町内会・自治会	お届け部数
野川町内会	34
野川台自治会	25
県営野川南台団地自治会	8
野川西団地自治会	11
野川東住宅自治会	5
野川中耕地自治会	2

※お知らせのお届け日は後日御連絡いたします。

(3) 川崎市ホームページへの掲載 (PDFファイル 資料3-2参照)

事務局が本市ホームページの「高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員会」において、お知らせの掲載を行います。



大事なお知らせ

(案)

野川地区にお住まいの皆様へ

平成29年6月

各 位

野川地区住居表示検討委員会
委員長 手塚 文雄

住居表示に伴う新町界・新町名（案）についてのお知らせ

向夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当検討委員会において、各地区の丁目の境界の案がまとまりましたので、お知らせいたします。

また、御意見等がございましたら事務局又は検討委員まで御連絡をお願いいたします。

今後のスケジュール

引き続き、住居表示の実施時期については、住民の皆様方の御意見、御理解をいただきながら検討を進め、平成30年度以降の実施に向けて、川崎市等と協議を行ってまいりますので、御理解、御協力の程、よろしくをお願いいたします。

住居表示実施に伴う住所変更手続について

手続する必要がないもの

住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票（印鑑証明書）、戸籍、土地・建物登記簿の表題部など各官公署で保管している台帳及び東京電力、東京ガス、水道などの公共サービス

手続する必要があるもの

運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、土地・建物の不動産登記物件の所有者、法人登記のある法人の所在地・役員の住所、金融機関、生命保険会社等

※会社などで使用します新住所の封筒、ゴム印等の作製などについては、会社などで行っていただく必要がありますので、予めお知らせいたします。

<問合せ先>

事務局 川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 電話 044(200)2736

住居表示検討委員会とは

野川地区の住所は、現在、土地の地番で表しているため、住所が錯綜し、わかりにくくなっています。そのため、街区符号と住居番号を用いて建物に順序よく番号を付け、住所をわかりやすく表示する住居表示の制度の実施を検討するため、平成27年12月15日に「野川地区住居表示検討委員会」を設立し、新たな町の境界や名称などについて検討を進めています。

野川地区住居表示検討委員名簿（平成29年6月現在）

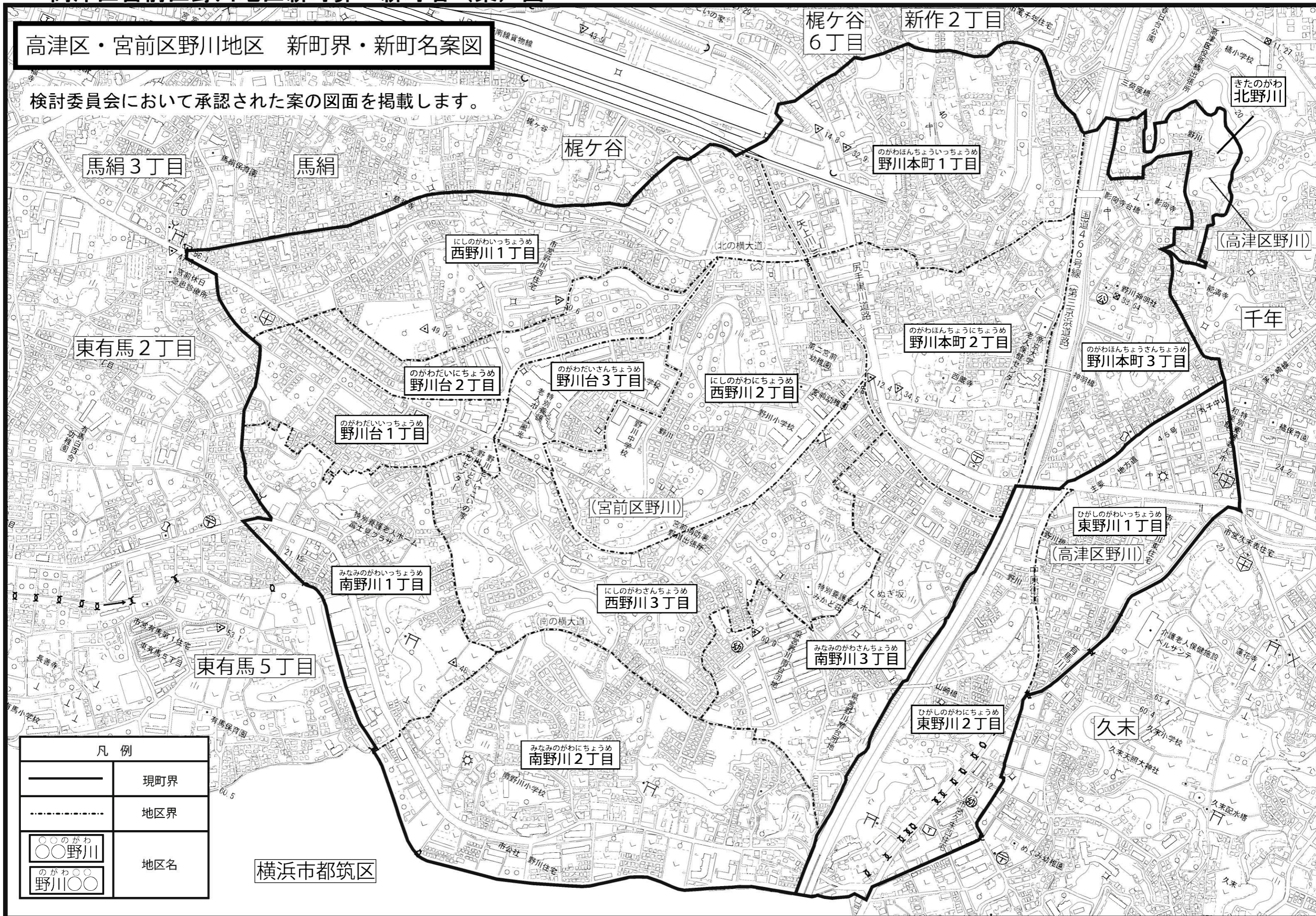
（順不同・敬称略）

	役職	氏名	所属
1	委員長	手塚 文雄	野川町内会
2	副委員長	山本 友彦	野川台自治会
3	副委員長	庄司 幹夫	県営野川南台団地自治会
4	副委員長	山川 美恵子	野川西団地自治会
5	副委員長	柴田 眞	野川東住宅自治会
6	副委員長	西銘 豊子	野川中耕地自治会
7	委員	亀ヶ谷 修	野川町内会
8	委員	松井 一夫	
9	委員	森 正一	
10	委員	白井 潔	
11	委員	白井 昭雄	
12	委員	手塚 和之	
13	委員	青木 保男	
14	委員	中里 達男	
15	委員	白井 裕一	
16	委員	小野瀬 朋子	
17	委員	大浪 よし子	
18	委員	白井 竹男	
19	委員	和田 直子	
20	委員	白井 哲夫	
21	委員	井梅 均	
22	委員	斉藤 一義	
23	委員	和田 和哉	
24	委員	日高 敏雄	
25	委員	鈴木 邦男	
26	委員	辻本 勤	県営野川南台団地自治会
27	委員	櫻井 旦久	
28	委員	井上 ノリ子	
29	委員	川辺 峰夫	
30	委員	仲西 久子	野川西団地自治会
31	委員	川田 茂	
32	委員	三上 正勝	
33	委員	亀谷 芳子	野川東住宅自治会
34	委員	阿部 日出子	
35	委員	早川 敏行	
36	委員	八巻 吉子	
37	委員	戸叶 穂子	野川中耕地自治会
38	委員	高橋 咲子	
39	委員	西澤 三典	
40	委員	田中 正博	
41	委員	平山 順子	
42	委員	杉本 豪	

高津区宮前区野川地区新町界・新町名（案）図

高津区・宮前区野川地区 新町界・新町名案図

検討委員会において承認された案の図面を掲載します。



凡例	
	現町界
	地区界
	地区名

横浜市都筑区



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

各 位

大事なお知らせ

(案)

【資料3-3】

野川地区にお住まいの皆様へ

平成29年6月

野川地区住居表示検討委員会
委員長 手塚 文雄

住居表示に伴う新町界・新町名（案）についてのお知らせ

向夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当検討委員会において、各地区の丁目の境界の案がまとまりましたので、お知らせいたします。

また、御意見等がございましたら事務局又は検討委員まで御連絡をお願いいたします。

今後のスケジュールについて

引き続き、住居表示の実施時期については、住民の皆様方の御意見、御理解をいただきながら検討を進め、平成30年度以降の実施に向けて、川崎市等と協議を行ってまいりますので、御理解、御協力の程、よろしくをお願いいたします。

住居表示検討委員会とは

野川地区の住所は、現在、土地の地番で表しているため、住所が錯綜し、わかりにくくなっています。そのため、街区符号と住居番号を用いて建物に順序よく番号を付け、住所をわかりやすく表示する住居表示の制度の実施を検討するため、平成27年12月15日に「野川地区住居表示検討委員会」を設立し、新たな町の境界や名称などについて検討を進めています。

住居表示実施に伴う住所変更手続について

手続する必要がないもの

住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票（印鑑証明書）、戸籍、土地・建物登記簿の表題部など各官公署で保管している台帳及び東京電力、東京ガス、水道などの公共サービス

手続する必要があるもの

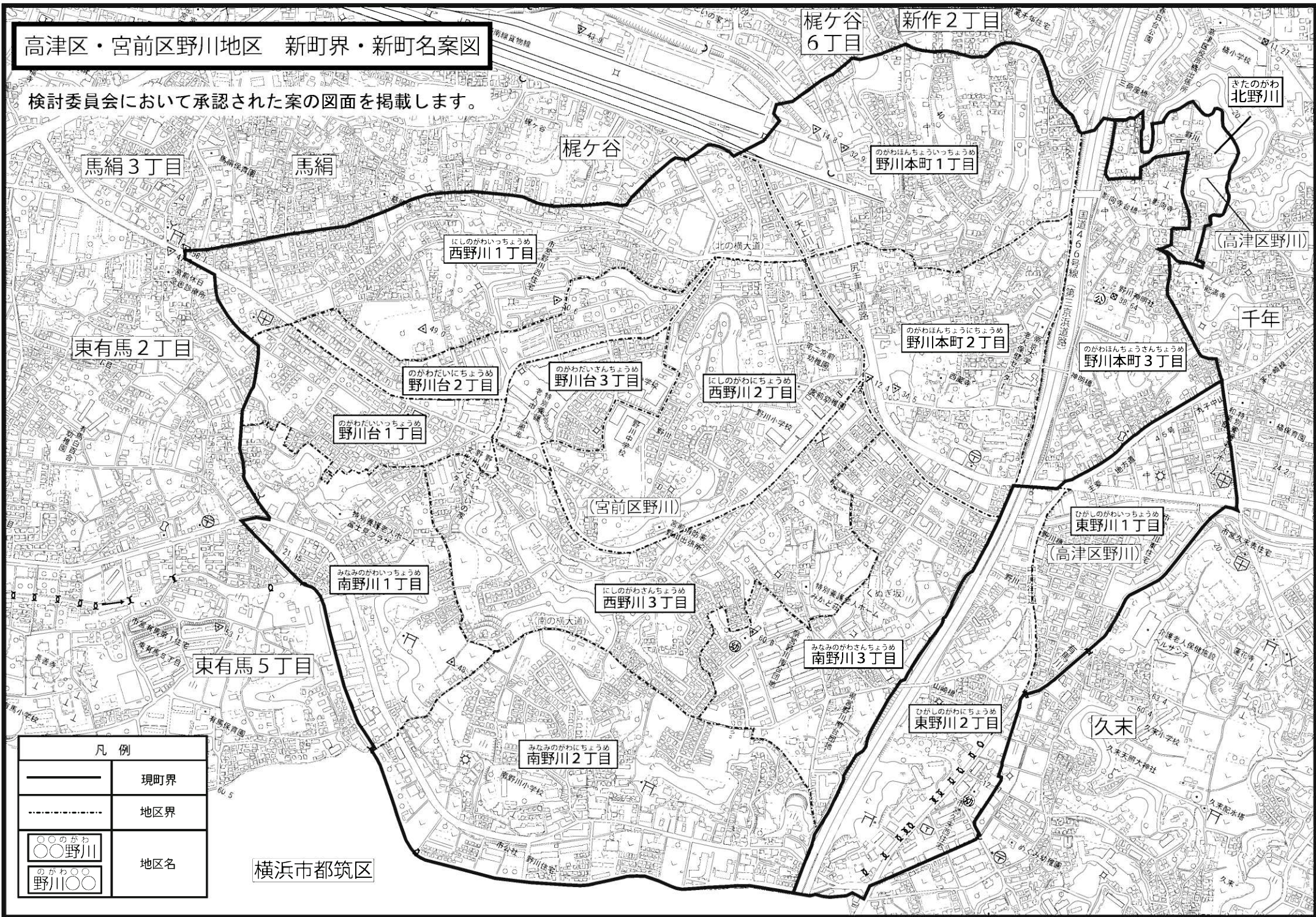
運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、土地・建物の不動産登記物件の所有者、法人登記のある法人の所在地・役員の住所、金融機関、生命保険会社等

※会社などで使用します新住所の封筒、ゴム印等の作製などについては、会社などで行っていただく必要がありますので、予めお知らせいたします。

<問合せ先> 事務局 川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 電話 044(200)2736

高津区・宮前区野川地区 新町界・新町名案図

検討委員会において承認された案の図面を掲載します。



凡例	
	現町界
	地区界
	地区名

横浜市都筑区

野川地区住居表示実施予定表

平成29年5月現在

年 月	内 容
平成29年2月10日	第5回検討委員会 事務局より、新町名・新町界案（丁目の境界・配列）の提示
平成29年2月～4月	各町内会・自治会 ・各町内会・自治会において新町界・新町名案について検討及び意見集約 ・第6回検討委員会開催の前に、検討結果等を事前に事務局へ報告
平成29年5月24日	第6回検討委員会（新町界・新町名案の決定） 事務局より、各町内会・自治会の検討結果等を踏まえ、新町界・新町名案を提示し、 新町界・新町名案を決定 平成30年度住居表示実施地区を決定
平成29年5月～11月	☆「新町界・新町名案についてのお知らせ」の配布 地元住民への周知のため全世帯・事業所等へ配布し、意見等を確認 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">大きな反対等が無ければ9月頃開催する。</div> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p>検討委員会（案の反対意見多数の場合） 新町界・新町名案について、地元住民からの意見等を協議及び調整</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>☆「新町界・新町名案についてのお知らせ」の配布 調整後の新町界・新町名案を周知</p> <p style="text-align: center;">↓</p> </div> </div>
平成29年9月上旬	検討委員会（新町界・新町名案の承認） ・新町界・新町名（案）の承認 ・各検討委員から確認書及び検討委員長から市民文化局長への報告書を作成 ⇒市民文化局長へ新町界・新町名（案）の報告及び受理 ・平成31年度～平成34年度の住居表示実施地区の決定
平成29年11月	告示手続（5条の2） ※12月～1月にかけて告示行う
平成30年2月	・町区域の設定の議案提出 ・実施区域及び方法の議案提出
平成30年3月	・町区域の設定について議決 （地方自治法第260条第1項） ・実施区域及び方法の議決 （住居表示に関する法律第3条第1項）
平成30年4月	検討委員会（「実施に伴う実態調査のお知らせ」について） ・「実施に伴う実態調査のお知らせ」について ・実施スケジュール（案）について
平成30年度以降	◎住居表示の実施 ※4～5年に分けて実施

※検討状況により、関係町内会・自治会で新町界・新町名案について、調整会議を開催することもあります。

住居表示実施順序について

案の検討材料

- ・街区の概成状況
- ・住所の混乱状況
- ・その他

事務局案1

平成30年度	北野川地区及び東野川地区
平成31年度	野川本町地区
平成32年度以降	その他のエリアを順次実施

事務局案2

平成30年度	野川本町地区
平成31年度	北野川地区及び東野川地区
平成32年度以降	その他のエリアを順次実施

事務局案3

平成30年度	東野川地区
平成31年度	野川本町地区及び北野川地区
平成32年度以降	その他のエリアを順次実施